

| | |
|--------|------|
| 管理 No. | g027 |
|--------|------|

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 / 内線: 3723)

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|--|
| 根拠区分 | 法律 一 条例 | |
| 処分の名称 | 児童手当の受給資格の喪失 | |
| 処分権者 | 市長 | |
| 根拠規定 | 根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号) | 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号) |
| | 根拠規定条項 | 第 4 条 |
| 基準規定 | 基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) | 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号) |
| | 基準規定条項 | 第 4 条 |
| | 処分基準 | 児童手当法第7条第1項の規定により認定を受けた受給資格者が、児童手当の受給資格及び額の認定要件に該当しなくなったときは、受給資格を喪失する。 |
| ※裏面に続く | | |
| 行政手続法(条例) 第 13 条適用関係 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 | |
| 本票の作成日 | 平成 29 年 3 月 31 日作成 | |
| 更新履歴(更新日) | 改正沿革 平成 年 月 日改正 | |

処分基準(裏面追加)

| | 基準内容 |
|---------------------|--|
| <p>処分基準等 補足</p> | <p>【根拠法令】児童手当法</p> <p>(支給要件)</p> <p>第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者</p> <p>2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> |